

緊急事態解除

都は休業要請緩和も引き続き自粛を要請 補償は??

政府は25日、東京を含む5都道県で続いていた緊急事態宣言について、月末の期限を待たずに全面解除すると決定しました。50日ぶりの解除となりました。

▽東京は段階的に休業要請緩和

今後の補償は未定

これに伴い、東京都は新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップを公表。休業要請緩和のステップ(下記参照)として段階的に休業要請を緩和していく方針です。現段階を「ステップ1」とし、飲食店は22時までの時短営業、スナックやカラオケ等には引き続き休業を求めています。

一方、今後の時短営業・休業への補償は全く示されていません。“休業と補償はセット”を実現する運動が求められています。現在、継続的な支援を求めるウェブ署名が全国的に取り組まれています。下記QRコードよりアクセスできます。

▽まだ7%…支給遅れる都の協力金

東京都が実施した感染拡大防止協力金第1回目の給付状況は25日の時点で申込約9万2000件に対し7%程度。申請した会員からも不安の声が寄せられています。6月から担当職員を増やして対応すると発表しています。

▽板橋区は何もしてくれない」の声も

新型コロナウイルスの影響を受け、事業者が大変な状況におかれている中、都内でも独自の助成制度を実施する自治体がでてきます。新宿区や文京区ではコロナウイルスの影響で売上が減っている事業者に対し、店舗家賃を一部助成する制度が創設されました。一方、板橋区からは事業者に対する助成制度などの情報は入っていません。給付金の申請に訪れた区内の事業者からも板橋区は何もしてくれない」など不満の声が多く寄せられています。

新型コロナから板橋の産業・商売を守るための制度を作らせる取り組みが必要です。以前本紙にも掲載した「区長への手紙」などを活用し、事業者の切実な声を届けていきましょう。今後、取り組みなどお知らせしていきます。

2020年5月25日時点

感染拡大防止協力金(2回目)の概要

▽協力金の支給要件となる対象期間
令和2年5月7日から5月25日まで、都からの休業や営業時間短縮の要請等に全面的に協力した事業者(※当初は5月31日まででしたが、緊急事態解除により変更となりました。)

▽支給額
50万円(2つ以上の店舗・施設で休業等に取り組む事業者は100万円)

▽申請受付期間
6月17日(水)～7月17日(金)(予定)

▽申請方法
ウェブ・郵送・都税事務所へ持参

※申請する店舗・施設が第1回と同じ場合は、提出書類を簡素化する予定

民商でも申請・相談会を予定しています。日程が決まり次第お知らせします。

休業要請緩和のステップ(施設別)

	ステップ0	ステップ1	ステップ2	ステップ3
博物館・美術館 運動施設・学校等	×	○or△	○	○
学習塾・劇場・集会場 生活必需品販売 以外の店舗等	×	×	○	○
漫画喫茶・パチンコ屋 ゲームセンター 遊園地等	×	×	×	○
飲食店等 (居酒屋を含む)	朝5時～夜8時まで (酒類提供夜7時まで)	朝5時～夜10時まで (酒類提供夜10時まで)	朝5時～夜10時まで (酒類提供夜10時まで)	朝5時～夜12時まで (酒類提供夜12時まで)
接待を伴う飲食店 ライブハウス カラオケ店・ジム等	×	×	×	×
イベント	×	50人まで	100人まで	1,000人まで



新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるあらゆる人の仕事と生活を守る継続的な支援を求める署名

SaveOurSpace 検索

板橋民商だより

第60期
第22号

2020年
06月01日
(月曜日)

板橋民主商工会
板橋区双葉町3-6-633F
TEL03-33996331
TEL03-33996331
FAX03-33996329



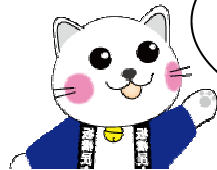
持続化給付金の相談会開催中

お困りの事業者がいれば民商をご紹介下さい。

現在、融資などの資金繰りや給付金・協力金の申請、生活支援などのご相談が多く寄せられています。お近くの事業者仲間でお困りの方がおられましたら民商をご紹介下さい。

電話:03-3963-8421 メール:minsho@itamin.org

ホームページからもお問合せできます。



民商の仲間がサポートします！



申請をサポートする青年部の鈴木さん
(成増/飲食店経営)左から3番目

役員・婦人部員・青年部員が申請サポート
板橋民商では持続化給付金の申請相談会を完全予約制で開催しています。現在まで87名が申請相談会に参加しています。

持続化給付金はウエブ申請となっており、パソコンになれていない人には大変な作業です。民商では実際に自身で持続化給付金を申請した役員や婦人部員、青年部員が申請で困っている会員のお手伝いができれば」と申請のサポートをしてくれています。参加者からは「二人では申し込めなかった。助かった。」と喜びの声も寄せられています。

持続化給付金は昨年同月比で売上が50%以上減少した方が対象で給付の目安が2週間程度となっています。対象の方で申請が済んでいない方は民商へご連絡ください。民商の仲間がサポートします！

◎問合せ多数

【特別家賃支援給付金】とは

与党は店舗家賃の負担軽減を目的に新たな助成制度を創設する方針を発表。売上が前年同月比で半減した事業者を対象に、家賃の3分の2を半年間助成します。上限は300万円ですが、複数店舗を持つ事業者に対しては特例として600万円とします。

助成方法は①家賃向けに融資を借りやすくすると同時に②融資の元本返済にも活用できる特別家賃支援給付金を支給するというハイブリッド方式。

5月27日に閣議決定予定。詳しい情報が入り次第お知らせします。

10万円の申請用紙はいっ届く？

特別定額給付金について

この間、民商に一人10万円が給付される特別低額給付金に関するお問い合わせが多く寄せられています。

現在申請が出来るのはオンラインのみです。郵送での申請は、5月27日以降申請書を世帯主へ発送予定となっています。6月中旬より順次、振込を開始となる見込みです。

事業の概要

① 給付対象者

基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方

② 受給権者給付金を受け取る方

給付対象者の属する世帯主の方
例…3人世帯の場合、世帯主が申請し、3人分の給付金を受け取ります。

③ 給付額

給付対象者1人につき10万円

④ 申請方法

1. 郵送申請方式

板橋区から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに板橋区に郵送してください。

2. オンライン申請方式(受付中)
(注)オンライン申請をする場合は、マイナンバーカードと利用できる端末や機器必要。

⑤ 給付方法

原則として、申請者(世帯主)の本人名義の銀行口座への振込みにより行います。

報道では、書類の誤記入による不給付トラブルが相次いでいるようです。

現在、特別定額給付金の申請相談会の日程を検討中です。詳しく決まり次第、本紙でお知らせします。